

菟田町文化及びスポーツ表彰規程

(目的)

第1条 この告示は、文化及びスポーツ活動において、都道府県規模以上のコンクール及び競技会等（以下「競技会等」という。）において優秀な成績を収めたもの並びに文化及びスポーツの向上、普及に尽力したものに表彰を行うことにより、本町の文化及びスポーツの振興及び発展を促進することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 町民文化賞
- (2) 町民スポーツ賞
- (3) 町民文化功労賞
- (4) 町民スポーツ功労賞

(対象者)

第3条 町民文化賞及び町民スポーツ賞の対象者は、町内で活動している団体及び菟田町出身、町内在住、在勤又は在学している個人で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 世界的規模の競技会等で優秀な成績を収めたもの
- (2) 全国的規模の競技会等で入賞したもの
- (3) 都道府県規模の競技会等で第1位の成績を挙げたもの

2 町民文化功労賞及び町民スポーツ功労賞の対象者は、町内で活動している団体及び菟田町出身、町内在住、在勤又は在学している個人で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本町の文化又はスポーツにおいて、その普及奨励に特に尽力したもの
- (2) 本町の文化又はスポーツにおいて、その養成指導に特に尽力したもの

(3) その他町長が、本町の文化又はスポーツの振興又は発展に寄与したと認めるもの

(表彰の方法)

第4条 表彰は、町長が賞状を授与して行うものとする。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、町長が定める日に行うものとする。

(推薦方法)

第6条 表彰を受ける候補者の推薦は、第3条の規定による対象者の中から本人又は関係者の申し出により行うものとする。

2 前項の推薦は、荊田町文化及びスポーツ表彰に関する推薦書（別記様式）により行うものとする。

(表彰審査委員会)

第7条 資格要件適否等を審査するため、荊田町文化及びスポーツ表彰審査委員会を設ける。

(表彰の取消し)

第8条 町長は、表彰を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、賞を取り消すものとする。この場合において、第4条に規定する賞状を返還させることができる。

(1) 競技会等において不正な行為をしたことが後で判明したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき。

(再表彰の制限)

第9条 町長は、この告示により表彰を受けたことがあるものに対しては、再表彰を行わない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 第3条第1項の規定により表彰を受けたことがあるものが、同条第2項の規定による表彰の対象となる場合

(2) 第3条第2項の規定により表彰を受けたことがあるものが、同条第1項の規定による表彰の対象となる場合

(3) 表彰を受けたことがある団体が、出場者等として登録された者の全部又は一部を変更した後において、再び表彰の対象となる場合

(庶務)

第 10 条 この告示の庶務は、生涯学習課において行うものとする。

(委任)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。